



保健所からのひとこと!

「健康増進法」においては「他人の煙を吸わされないことがないよう」に学校をはじめ、多数の人が利用する施設での対策を「管理者責任」として義務づけています。平成15年に行われた奈良県教育委員会の調査によると、県内公立学校の89.7%が「校舎内の分煙」を実施していますが、「分煙=受動喫煙防止」にするためには様々な条件が必要です。

今回は「学校における受動喫煙防止」について情報提供いたします。

空気清浄機の設置だけでは受動喫煙は防止できない!!

カウンター式空気清浄機 15m³/分

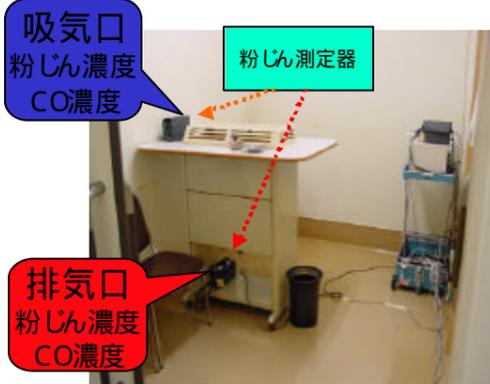


有効吸煙は40cmまで



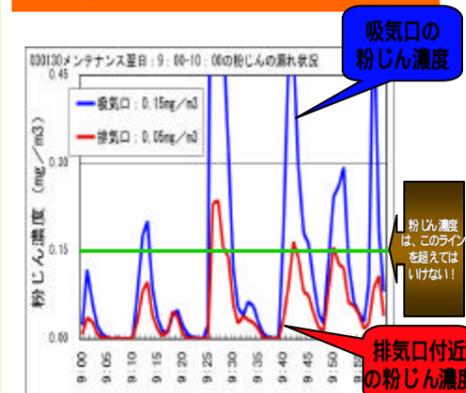
52万円 + メンテ費

空気清浄機の限界を調査

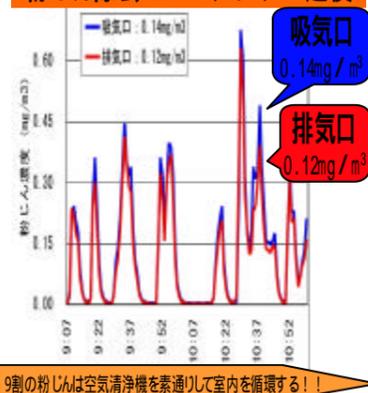


空気清浄機が煙を吸い込むのは、上記の赤い点線の範囲内です。空気清浄機が喫煙室の「たばこの有害物質」をどれだけクリーンにしてくれるか見てみましょう!(空気清浄機の吸い込み口と排気口を測定器で計測します。)

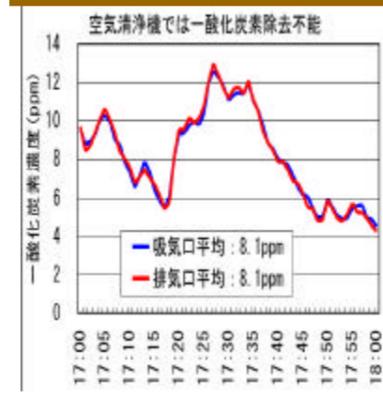
メンテ翌日で粉じんの3割が漏れている!!



粉じん除去12%:メンテ14週後



有害ガスの「酸化炭素」は除去不能



フィルター交換をした翌日(左の図)において、吸い込まれた「たばこの粉じん」の3割が清浄化されずに排気口から室内に排出されている事がわかります。また3ヶ月後(中央の図)では、ほとんどの「たばこの粉じん」は空気清浄機を素通りしており、指針に示されている粉じん濃度の上限(0.15mg/m³)を大きく超える劣悪な空気環境となっています。

また空気清浄機は、たばこに含まれる有害ガス「酸化炭素」を全く清浄化してくれない、ということが右の図から分かります。つまり空気清浄機では、「たばこの煙は清浄化できず受動喫煙を防止する事はできない!!」ということになります。

平成15年7月には「**確実な受動喫煙防止**」のための「**指針**」がだされました。

職場における喫煙対策に関する指針(平成15年7月人事院通知) 施設内が完全禁煙でない場合・空気環境の測定をして受動喫煙がないか確認しないといけない!!

受動喫煙を防止する方法は

全面禁煙(庁舎全体の禁煙)
空間分煙(喫煙室か喫煙コーナー)

禁煙タイム(時間分煙)はダメ!!

喫煙コーナーが作れる場所は?

- 1)事務室、会議室以外
- 2)使用が一時的、短時間である場所

空気清浄機の設置だけではダメ!!

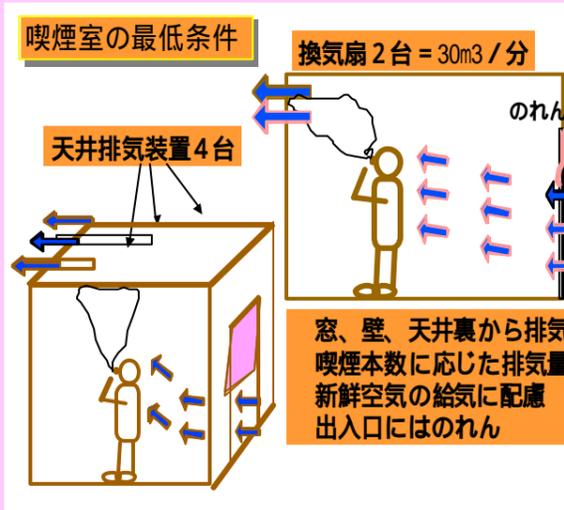
職員室や会議室に「喫煙コーナー」は作れない!!

1)浮遊粉じん濃度 0.15mg/m³以下
2)一酸化炭素濃度 10ppm以下
3)非喫煙場所から喫煙室(コーナー)へ向かう気流の風速 0.2m/s以上

施設の管理者は1)~3)の環境を確保するよう管理しなければならない!!

校舎内禁煙が実施されていない場合には上記の「指針」に基づいて「**確実な分煙**ができていないか」を確認する必要があります。「空気清浄機を設置している」、「喫煙室を作っている」だけでは「**受動喫煙防止の対策が十分である**」とは言えません。

「学校における喫煙室(喫煙コーナー)」は「**確実な受動喫煙防止**」になっているでしょうか?



敷地内禁煙が行われていない学校においては「指針」に示された「**環境**」を満たすために、左上の図のように喫煙室には換気扇などにより屋外にたばこの煙を排出する構造が必要です。その上で環境が確保されているか空気環境を測定していただく必要があります。

ただ「喫煙室から排出された有害なたばこの煙」は、いったいどこに流れていくのでしょうか...